

## オンライン失業認定システム利用規約

この規約は、管轄の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）で行う雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第2項に規定する失業の認定に係る手続きについて、インターネットを通じてオンラインで行うため、オンライン失業認定システム（以下「本システム」といいます。）を利用する際に必要な事項を定めるものです。

### （目的）

第1条 ハローワークが失業の認定を行う方法の一つとして、本システムを通じてオンラインで失業の認定（以下「オンライン失業認定」という。）を実施します。

### （用語の定義）

第2条 本規約で使用する用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「Zoom」は、Zoom ビデオコミュニケーションズが提供する、クラウドコンピューティングを利用した Web 会議サービスを指します。
- (2) 「利用者」は、本規約第4条に定める「対象者」を指します。

### （利用規約の同意）

第3条 本システムを利用してオンライン失業認定に係る手続きを行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、厚生労働省職業安定局は本システムのサービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合、又は利用開始後も含めてハローワークの判断により来所を指定された場合は、本システムを利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意したものとみなします。

### （対象者）

第4条 オンライン失業認定の対象者は、ハローワークへの来所が困難である者又は就職支援プログラム事業の支援対象者のうち、ハローワークが指定する者となります。

### （アプリケーションソフト）

第5条 本システムは、アプリケーションソフトとしてクラウド型行政総合サービス e-TUM0 を使用します。また、オンライン失業認定に係る面談でのアプ

リケーションソフトとして Zoom を使用します。この面談に当たっては、別途 Zoom の利用規約にも同意いただく必要があります。

(利用者 ID・パスワード等の登録・変更及び削除)

第 6 条 本システムを利用してオンライン失業認定に係る手続きを行う場合は、あらかじめ利用者たる本人が本システムで定める利用方法に従い利用者登録を行う必要があります。

(1) 利用者登録を行う際は、利用者 ID、パスワード、氏名、住所、その他の必要な事項を本システム上で登録してください。

(2) 本システムは、利用者が仮登録したメールアドレスへ URL を送信します。利用者は、メールに記載されている URL にアクセスすることで、本登録を行います。

(3) 住所、氏名、メールアドレス等に変更があった場合は変更手続きを行ったうえで、速やかに管轄するハローワークへ必ず連絡してください。

(4) 利用者登録にて本システム上で登録した情報は、厚生労働省職業安定局及びハローワークにて管理されます。

(5) 利用者は、本システム上で登録した情報を使用しなくなった場合に削除をすることができます。

(利用者 ID・パスワード等の管理)

第 7 条 利用者登録により事前に登録される利用者 ID、パスワード又は申請データの送信時に画面上で通知する整理番号及びパスワード（申請データ用）は、利用のデータの保護に不可欠なものです。利用者は、次の事項を確認してください。

(1) 利用者 ID、パスワード、整理番号及びパスワード（申請データ用）は、他者に知られないように管理してください。

(2) 他者からのパスワード等の照会には応じないでください。

(3) 安全性をより高めるため、パスワードは、定期的に変更するものとします。

(4) 利用者 ID、パスワードは、再発行しません。なお、利用者 ID、パスワードを紛失し、盗難に遭い、又は不正使用されたことが分かったときは、速やかにハローワークに連絡し、その指示に従っていただきます。

(5) 利用者 ID 及びパスワードについては、有効期限は設定されていませんが、利用者 ID 及びパスワードの利用が 2 年間行われなない場合は、厚生労働省職業安定局の職権において抹消することができるものとします。

(6) 厚生労働省職業安定局は、利用者 ID 及びパスワードを使用して行われた



ι κ λ μ ν ξ ο π ρ σ τ υ φ χ ψ ω

(利用可能なファイル形式)

第12条 本システムにアップロード可能なファイルの拡張子を以下に定めます。

.xls、.xlsx、.doc、.docx、.ppt、.pptx、.pdf、.jpeg、.jpg、.png、.gif、.txt、.csv、.tif、.tiff、.zip

ただし、「.xls」形式のExcelファイル、「.doc」形式のWordファイルは不具合を生じる可能性があります。

(利用環境)

第13条 利用者は、以下の環境（端末・接続環境）をもって、本システムを利用することとします。

(1)利用者はウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末を利用すること。

(2)利用者の端末は、インターネットに接続されていること（秘匿性や安全性が不明なものや接続経路の管理状況が不明な無料のインターネット接続サービス等の利用は禁止する。）。

(3)利用者の端末のOSはサポート期間中のものを用い、最新のセキュリティ対策パッチを適用すること（サポートが終了したOSを搭載した端末の利用は禁止する。）。

(4)パーソナルファイアウォール（Windowsファイアウォール等）の機能を有効にし、必要なサービスの許可だけを最小限に設定すること。

(5)利用者の端末にファイル共有ソフト（Winny、Share等）がインストールされていないこと。また、オンライン失業認定を受けている最中に不要なソフトは起動しないこと。

(6)利用者の端末にウイルス対策ソフト（有償版相当に限ります。）がインストールされており、また最新のパターンファイルに更新されていること。

(Zoom面談に際する注意事項)

第14条 Zoom面談に際する注意事項を以下に定めます。

(1) 利用者は、自己の責任と費用負担においてZoomが利用可能な機器（スマートフォンやカメラ付PC等）と通信手段を用意し、カメラとマイクが問題なく動作するか予め点検を行うこと。

(2) 面談予約時刻の10分前を目安に余裕を持って、ハローワークから連絡されたZoomのURLにアクセスし、カメラとマイクをオンにして待機すること。

(3) Zoom の URL の公開、面談の録音・録画、配信等は一切禁止します。

(利用の条件等)

第 15 条 認定日にオンライン失業認定に係る面談に参加しなかった場合、また失業認定申告書のオンラインでの提出が行われなかった場合は、その失業認定の期間（前回認定日当日から今回認定日の当日までの期間）は、原則として不認定となり、基本手当は支給できません。このような場合は、速やかにハローワークに連絡をしてください。

認定日当日に接続不良等で通信にトラブルが発生してオンライン失業認定に係る面談や失業認定申告書のオンラインでの提出が困難となった場合は、オンライン失業認定を行うことができません。この場合は、認定日当日中の業務時間内にハローワークに電話で連絡の上、来所して対面での失業認定を受ける必要があります。

また、管轄ハローワークの選択を誤って申請した場合も、速やかにハローワークに電話連絡し、ハローワーク職員の指示に従ってください。

なお、天災その他の一定の理由により、当日中のハローワークへの来所が困難な場合には、認定日を変更することができます。天災等が発生した場合には、本システムを利用停止とする場合がありますので、利用できない場合には安定所職員の指示に従ってください。

(利用の記録等)

第 16 条 厚生労働省職業安定局及びハローワークは、オンライン失業認定の運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上のために、オンライン失業認定の利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び使用した端末装置等の識別情報を記録することがあります。

厚生労働省職業安定局及びハローワークは、前項の定めにより記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとします。ただし、法令に基づき、官公庁、捜査機関等から開示または提供を要求された場合はこの限りではありません。

(禁止行為)

第 17 条 本システムの利用に当たっては、以下に掲げる行為を禁止します。また、これらの行為が行われた場合は、オンライン失業認定を直ちに中止します。

(1) 本システムをオンライン失業認定に係る手続き以外の目的で利用する行為。

- (2)本システムに対し、不正にアクセスする行為。
- (3)本システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊する行為。
- (4)本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信する行為。
- (5)他の利用者ID又はパスワード等を不正に使用する行為。
- (6)他者のプライバシーを侵害する行為。
- (7)虚偽の情報等で登録する行為。
- (8)著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為。
- (9)個人や団体を誹謗中傷する行為。
- (10)厚生労働省等又は第三者に不利益を与える行為。
- (11)営利を目的とした行為。
- (12)オンライン失業認定に係るオンラインでの面談等の録画・録音する行為。
- (13)アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを最新化しない、また不正プログラムの自動検査機能を有効にせず本システムにアクセスする行為。
- (14)セキュリティに関する脆弱性への対策を行っていないOSや閲覧ソフト等を利用して本システムにアクセスする行為。
- (15)その他法令等に違反すると認められる行為、セキュリティに支障又は危険を及ぼす可能性のある行為及び厚生労働省職業安定局が不適切と判断する行為。

(禁止行為に対する防御措置)

第18条 厚生労働省職業安定局は、前項各号のいずれかに該当する行為が明らかでない場合又は該当する行為があるとするに足りる相当な理由がある場合は、当該行為を行った利用者の登録若しくは利用者から収集した情報を抹消する又は本システムを停止する等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第19条

- (1)厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークは、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。
- (2)厚生労働省職業安定局は、その裁量において、本システムの改修、運用停止又は中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、これにより生じたいかなる損害に対して厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークは一切の責任を負いません。

(3)厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークは、利用者が使用するパソコンの障害、不具合、通信回線上の障害その他厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークの責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。

#### (損害賠償)

第20条 利用者が自己の責めに帰すべき事由により厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークその他の第三者に損害を生じさせた場合には、当該利用者はその損害を賠償する責を負うものとします。

#### (著作権)

第21条 本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん又は販売等の行為を禁じます。

#### (個人情報保護)

##### 第22条

(1)利用者の個人情報については、職業安定法第5条の5等の個人情報保護関連法令等に基づき、その保護を行うこととします。

(2)申告された求職活動実績について、ハローワークから応募先事業所や民間職業紹介事業者等に対して事実関係の確認をさせていただく場合があります。

(3)利用者は、第24条(2)に規定する措置を講じ、秘密保持を図るものとします。

#### (法令等の遵守)

第23条 利用者は、オンライン失業認定の利用に当たって、本利用規約に加えて、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとします。

#### (その他留意事項)

##### 第24条

(1)脅迫や暴言、失業状態の申告以外の利用、ハローワークの指示に従っていない場合等、適正なオンライン失業認定の遂行に支障があると判断した

場合には、オンライン失業認定を中止又はお断りすることがあります。

(2) オンライン失業認定の際には、秘密保持のため、個室又は周囲に他人がいない環境を整えてください。通訳、介助者等の同席が必要な場合には、予めハローワークにご連絡ください。

(3) オンライン失業認定に先立ち、第5条に規定するアプリケーションを使用可能な状態にしておいてください。また、通信環境がオンライン失業認定に支障がないことの確認を済ませてください。その他オンライン失業認定に利用するブラウザやソフトウェアについては常に最新のバージョンに更新し、最新のパッチを適用してください

#### (準拠法及び管轄)

第25条 この利用規約は日本の国内法に準拠するものとします。また、本システムの利用又はこの規約に関して厚生労働省職業安定局と利用者間に生ずるすべての紛争については、オンライン失業認定に係るハローワークの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (利用規約の変更)

第26条 厚生労働省職業安定局は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとします。この規約の変更後に利用者が本システムを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなします。

厚生労働省職業安定局は、本システムの円滑な運営のため、利用者が登録した情報やサービスの利用状況等を、個人を特定できないよう加工した統計情報として集計及び分析できるものとします。

#### (その他)

第27条 本システムに関し、本利用規定に定めのない事項は、厚生労働省職業安定局が定めるところによります。また、厚生労働省職業安定局は、本システムのトップページの「お知らせ」での掲載その他の方法により、いつでも本システムの実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができるものとします。

厚生労働省職業安定局は、本システムの円滑な運営のため、利用者が登録した情報やサービスの利用状況等を、個人を特定できないよう加工した統計情報として集計及び分析できるものとします。

#### 附則

令和5年7月24日施行

令和5年10月2日改定

令和6年1月22日改定